

おいしい*を明日のちからに

albiss

第57回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月21日（金曜日）
午後2時（午後1時受付開始）

会場

ANAクラウンプラザホテル富山
3階「鳳」の間
富山県富山市大手町2番3号

議決権行使期限

2024年6月20日（木曜日）午後5時30分

2022年9月1日施行の会社法改正により、株主総会資料の電子提供制度が開始されましたが、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前どおり株主の皆様にお送りしております。

株主総会終了後、当社の活動・商品等をご紹介させていただき説明会を開催いたします。ご都合のつく株主の皆様はぜひご参加ください。

今年度は、ご出席株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

- 招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 招集ご通知添付書類
 - 事業報告
 - 連結計算書類
 - 計算書類
 - 監査報告
- 株主総会会場ご案内図

アルビス株式会社

証券コード 7475

トップメッセージ

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの令和6年能登半島地震で被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

第57回定時株主総会を2024年6月21日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。当社グループの事業の現況と課題及び株主総会の議案について記載しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

当社では、本年度（2024年4月）より、新たに「私のお店と
言ってもらえるアルビスファンを増やす」を中期経営方針とする第四次中期経営計画を策定し、取り組みを開始いたしました。本中期経営計画では、商品、店舗、人的資本、システム、社会・地域の各視点から5つの重点施策を設定し、常にお客様のニーズにお応えできる価値を創造するとともに、地域のライフラインを支える企業として持続的な成長・発展に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上



代表取締役社長
池田 和男

企業 理念

★ 食を通じて 地域の皆様の健康で豊かな生活に貢献します

食くらしは「こころ」をあたたくくします。食くらしの楽しみや喜びを通じて健康で豊かな地域社会の実現に貢献していきます。

経営 理念

★ より新鮮で より美味しく 安全な商品をお値打ち価格でお届けします

日々の生活の中で欠かすことのできない「食」。新鮮で美味しく、安全・安心な食材をお客様の期待を裏切ることのない品質と価格でご提供できるよう私たちは努力します。

第三次中期経営計画(第55期～57期)

<中期経営方針>

地域一番のお客様満足の実現

<重点施策>

1. お客様視点「お客様の多様なニーズへの対応」

- ニーズの高い旬の生鮮品や健康志向・簡便即食商品等の販売強化
- 特徴あるオリジナル商品や名物商品の開発
- [LINEミニアプリ]とPontaカードIDとの連携によるOne to Oneマーケティングの活用

2. 従業員視点「従業員が挑戦できる環境の実現」

- 新入社員から経営幹部までの各階層に応じた教育プログラムの実施
- 中途採用者に対する教育支援体制の構築
- DX人材育成に向けた研修の実施

3. インフラ・機能視点「業務基盤の活用による生産性の向上」

- セミセルフレジの全店導入
- 電子棚札の導入拡大
- 積載率改善による運行数削減等、配送効率の向上

4. 社会視点「事業を通じた地域社会の課題解決」

- 地域・行政と連携した地域社会の課題解決
- albis Green Actionの推進
- 温室効果ガス(GHG)の測定・削減目標の設定・太陽光パネル設置

第四次中期経営計画(第58期～60期)

<中期経営方針>

私のお店と言ってもらえるアルビスファンを増やす

<重点施策>

5つの
重点施策

1. 商 品	お客さまを笑顔にする商品の提供
2. 店 舗	お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり
3. 人的資本	働きがい、やりがいを感じられる職場環境の実現
4. システム	持続的な成長に向けた業務基盤の強化
5. 社会・地域	事業を通じた地域社会の課題解決

今後の成長につなげる 店舗戦略

- 57期 新店 ★
- 57期 改装店舗 ●
- 57期 改装 (albis KULA★SU) ●
- 58期 オープン (新店・立替) ★

albis KULA★SU(改装)

泉が丘中央店・内灘店

(2024年3月オープン)

小商圏向け戦略店舗として新業態「albis KULA★SU(アルビスくらす)」をオープンしました。ローコストオペレーションの実現により、地域のお客様の毎日の便利店となることを目指しております。



改装

高原町店

(2023年5月オープン)

西南部店

(2023年6月オープン)

高柳店

(2023年8月オープン)

大久保店

(2023年9月オープン)

大島店

(2023年11月オープン)

寺井店

(2024年2月オープン)

新規出店

北区金田店

(2023年11月オープン)

中京エリア3店舗目となる北区金田店。「北陸の美味しいをお届け」をテーマに日本海の海の幸や山の幸を提供しております。



58期出店

新規出店

中京エリア(愛知・岐阜)4店舗目

北方町店 (岐阜県本巣郡)

(2025年3月オープン予定)

建替オープン

婦中速星店 (富山県富山市)

(2024年秋 オープン予定)



証券コード 7475

2024年5月31日

(電子提供措置の開始日 2024年5月29日)

株 主 各 位

富山県射水市流通センター水戸田

三丁目4番地

アルビス株式会社

代表取締役社長 池田和男

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の後記のウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午後2時（午後1時受付開始）
2. 場 所 富山県富山市大手町2番3号
ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記事項を除いております。従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
- (2) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示のない場合、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎電子提供措置事項の掲載ウェブサイト

電子提供措置事項につきましては、下記ウェブサイトに掲載しております。

[当社ウェブサイト]

<https://www.albis.co.jp/ir/release.html>

(ファイル名「第57回定時株主総会招集ご通知」を選択してご確認ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(「銘柄名(会社名)」に「アルビス」または、「コード」に当社証券コード「7475」を入力・検索し、「基本情報」縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択してご確認ください。)



◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2024年6月21日(金曜日) 午後2時(受付開始:午後1時)</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月20日(木曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月20日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで</p>
--	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の款 XX 票

XXXXXXXXXX年XX月XX日

1. _____

2. _____

見本

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

個人パスワード XXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

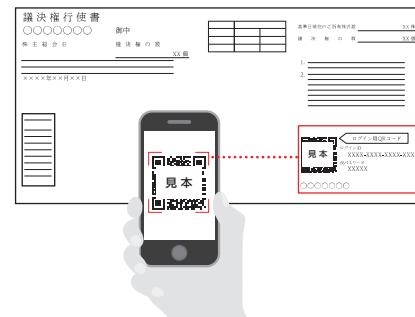
2024年6月20日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

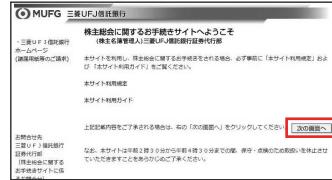
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

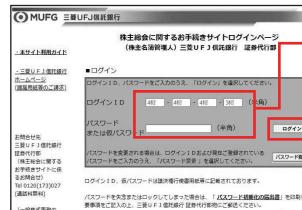
議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力してください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

招集ご通知

株主總會参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

【議案及び参考事項】

第1号議案 剰余金処分の件

第57期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は302,777,965円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき70円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月24日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任候補者1名及び社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、加世多達也氏、松村篤樹氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	候補者属性
1	いけ だ かず お 池 田 和 男	代表取締役社長 営業本部長	再任
2	よし ばら きぬ ひこ 吉 原 絹 彦	常務執行役員 営業本部長 兼CS部長	新任
3	うえ の ひろ き 上 野 弘 樹	取締役執行役員 製造本部長	再任
4	か せ だ たつ や 加 世 多 達 也	取締役	再任 社外 独立
5	まつ むら あつ き 松 村 篤 樹	取締役	再任 社外 独立

新任
 新任取締役候補者
 再任
 再任取締役候補者
 社外
 社外取締役候補者
 独立
 独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">いけ だ かず お 池 田 和 男 (1961年7月16日生)</p>	<p>2003年 4 月 当社入社 当社執行役員 2006年 6 月 当社取締役 2009年10月 当社商品本部長 兼 スーパーマーケット事業本部長 2010年 4 月 当社スーパーマーケット事業本部長 2010年10月 当社営業本部長 2011年 4 月 当社常務取締役 2012年 4 月 当社管理本部長 2015年 4 月 当社営業本部長 2017年 4 月 当社専務取締役 2018年 5 月 当社代表取締役社長 2024年 4 月 当社代表取締役社長 営業本部長 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 (株)パスコ取締役 協同組合太閤山ショッピングセンター理事 (株)北陸シジシー取締役</p>	82,012株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>池田和男氏は、代表取締役社長として、当社グループの経営を担っており、中長期ビジョンや中期経営計画を策定し、強力なリーダーシップにより事業を牽引しております。これらの実績に加え、過去、営業部門、経営企画部門及び管理部門の各部門での業務に携わったことにより、現場に精通した豊富な経験と幅広い知識を有していることを踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた適切な人材として、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

2	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">よし ほら きぬ ひこ 吉原 絹彦 (1970年11月5日生)</p>	<p>1993年 4月 三菱商事(株)入社</p> <p>2005年 4月 Robinsons Convenience Stores (RCSI) 社取締役副社長</p> <p>2014年 6月 三菱商事(株)ミャンマー・ヤンゴン事務所副所長</p> <p>2015年 4月 Lluvia Limited社 経営戦略及び邦人出向者総責任者</p> <p>2017年 5月 三菱商事(株)食品リテイル本部部長代行</p> <p>2017年11月 (株)ローソン海外事業本部副本部長</p> <p>2018年 3月 (株)ローソン理事執行役員 兼アジア・パシフィック事業本部長</p> <p>2022年 3月 同社理事執行役員 兼アジア・パシフィックカンパニープレジデント</p> <p>2024年 4月 当社常務執行役員 営業本部副本部長 兼CS部長 (現任)</p>	- 株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>吉原絹彦氏は、三菱商事(株)及び(株)ローソンでの小売業分野の業務を通じて、豊富な経験と幅広い知識を有しております。これらにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた適切な人材として、新たに取締役候補者いたしました。</p>		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">うえのひろき 上野弘樹 (1959年7月30日生)</p>	1982年4月 丸大食品(株)入社 2007年4月 同社品質保証部長 2019年4月 同社品質保証部顧問 2019年12月 当社入社 2020年4月 (株)アルデジャパン代表取締役社長 2020年10月 当社執行役員 2021年4月 当社製造本部長 2021年6月 当社取締役執行役員製造本部長(現任) 【重要な兼職の状況】 (株)アルデジャパン取締役 A&S(株)取締役	864株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>上野弘樹氏は、丸大食品(株)での食品製造・品質保証分野の業務を通じて豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、2020年4月から2023年3月までは関係会社である(株)アルデジャパン代表取締役社長として同社を統括するなど、取締役として求められる能力を培われております。これらにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
4	<p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p> <p style="text-align: center;">かせだ たつ や 加世多達也 (1952年2月10日生)</p>	1975年4月 (株)北陸銀行入行 2004年6月 同行執行役員経営管理部長 2005年6月 同行常務執行役員 北海道地区事業部本部長 2008年6月 同行常務執行役員 石川地区事業部本部長 2009年6月 同行取締役常務執行役員 石川地区事業部本部長 2010年6月 同行取締役専務執行役員 石川地区事業部本部長 2013年6月 同行取締役専務執行役員 2014年6月 堤地所(株)代表取締役社長 2019年6月 当社社外取締役(現任)	一株
	<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>加世多達也氏は、(株)北陸銀行にて取締役専務執行役員、堤地所(株)にて代表取締役社長を歴任し、会社経営に関与しておりました。現在、両職とも退任しておりますが、これまでの経営者としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、取締役会において独立した立場で積極的な発言を行っているほか、人事報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。これらの実績を踏まえ、当社の持続的な成長に貢献していただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> まつむらあつき 松村篤樹 (1949年11月7日生)	1974年11月 監査法人八重洲事務所（現八重洲監査法人）入所 1980年9月 松村篤樹公認会計士・税理士事務所開設 1982年11月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2007年11月 あおぞら経営㈱代表取締役（現任） あおぞら経営税理士法人代表社員（現任） 2020年6月 当社社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 あおぞら経営㈱代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 トナミホールディングス㈱社外監査役 北陸監査法人代表社員	一株
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>松村篤樹氏は、あおぞら経営㈱の代表取締役として経営に携わっており、また、公認会計士・税理士として、税務、財務及び会計に関する見識を有しております。経営者としての豊富な経験や専門家としての見識を活かし、取締役会において独立した立場で積極的な発言を行っているほか、人事報酬諮問委員会の委員を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。これらの実績を踏まえ、当社の持続的な成長に貢献していただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 加世多達也氏及び松村篤樹氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 各候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 独立役員について

当社は、加世多達也氏及び松村篤樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

(2) 責任限定契約について

当社と加世多達也氏及び松村篤樹氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める金額とし、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

(3) 在任年数について

社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって加世多達也氏が5年、松村篤樹氏が4年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役堀明久氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
新任 たけうち きみ ひこ 竹内 公彦 (1962年3月4日生)	2006年4月 当社入社 2016年4月 当社営業本部富山第二販売部長 2017年4月 当社営業本部石川福井販売部長 2019年4月 当社商品本部営業企画部長 2020年4月 当社コーポレート本部人事部長 2020年10月 当社執行役員兼コーポレート本部人事部長 2021年4月 当社執行役員兼開発部長 2022年4月 当社監査室長	1,200株
【監査役候補者とした理由】 竹内公彦氏は、長年当社の販売・営業企画・人事・開発部長等を歴任し、また監査室長として当社グループの内部監査の強化に携わるなど、現場に精通し、取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。以上のことから、当社の経営に対する適切な監査を行っていただけるものと期待し、監査役候補者いたしました。		

(注) 候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

【別表 取締役候補者及び監査役（監査役候補者を含む）のスキルマトリクス】

氏名	選任された場合の役職予定	事業経営	業界知見	デジタル・マーケティング	財務会計	法務・コンプライアンス	食品製造・品質管理
池田和男	代表取締役社長	○	○	○			
吉原絹彦	取締役常務執行役員	○	○	○			
上野弘樹	取締役執行役員		○			○	○
加世多達也	取締役	○			○	○	
松村篤樹	取締役	○			○	○	
竹内公彦	常勤監査役		○			○	
山口敏彦	監査役					○	
樋尾亜佐子	監査役		○	○	○		

* 各人保有スキルのうち、とりわけ強みのあるもの/当社事業との関連性が強いものを最大3個記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の第5類へ移行後、人の移動が大きく緩和され、社会経済活動は回復への動きが見られました。一方、ウクライナ情勢の長期化、世界的な金融引き締め、資源価格・原材料価格の高留まり等、依然として経済の下振れリスクが存在し、先行き不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましては、一部で名目賃金の増加が見られる一方、これを上回る物価上昇が生じており、生活防衛的な節約志向が継続しているほか、業種業態を超えた競争激化や人件費上昇、原材料価格・電気料等の高騰により、厳しい経営環境が続いております。

また、2024年1月1日に発生しました能登半島地震では、当社においても複数の店舗で被害が発生したものの、懸命な復旧作業を行い、多くの店舗では翌日から営業を開始することができました。一方、「ルミネス店（富山県富山市）」においては建物の被害が大きく、閉店し建て替えることといたしました。

このような環境の中、当社グループは、「食を通じて地域の皆様の健康で豊かな生活に貢献します」の企業理念のもと、「第三次中期経営計画（第55期～第57期）」では、「地域一番のお客様満足の実現」を中期経営方針に掲げ、「お客様の多様なニーズへの対応」「従業員が挑戦できる環境の実現」「業務基盤の活用による生産性の向上」「事業を通じた地域社会の課題解決」を重点課題として取り組んでまいりました。

「お客様の多様なニーズへの対応」については、健康志向・時短ニーズに応える商品拡充、節約志向に対応するPB商品の販売強化施策実施のほか、同質化競争からの脱却を図る施策として特徴ある名物商品の開発に取り組み、付加価値の高い商品を拡充することにより、売上総利益率の改善を推進いたしました。また、客数を増やす施策として食卓応援企画を継続して実施しており、ナショナルブランドも含め合計300品目をお値打ち価格で提供しております。加えて、2024年3月には小商圈向け戦略店舗として「albis KULA* SU（アルビスくらす）」を立ち上げ、売り場面積300坪を基準としたローコストオペレー

ションの実現により、地域のお客様の毎日の便利店となることを目指す新業態の店舗として、2店舗（泉が丘中央店（石川県金沢市）、内灘店（石川県河北郡内灘町））を改装オープンいたしました。

「従業員が挑戦できる環境の実現」への取り組みとして、これまで実施してきた新入社員から経営幹部までの各階層に応じた教育プログラムに加え、DX人材の育成に向けた研修やカフェテリア研修を実施するなど、社員自らがキャリアプランを描ける環境を創出し、次世代の人材発掘に取り組んでおります。また、2024年2月には従業員の身だしなみ基準を見直し、従業員が自分らしく働ける環境づくりにも取り組んでおります。

「業務基盤の活用による生産性の向上」については、一部店舗において試験的に導入したキャッシュレスセルフレジ・電子棚札の効果を検証し、当期中に8店舗に電子棚札を導入いたしました。また、プロセスセンターにおいては、継続的に品質の安定化と製造原価の低減に努めております。物流面では、積載率向上・配送便体制の見直しによるトラックの稼働台数の削減を図っております。また、「2024年問題」への対応としては、持続可能な安定した調達ルートの確保に向け、物流体制の再構築に努めております。

「事業を通じた地域社会の課題解決」については、「つなぐアルビス」をコミュニケーションメッセージに掲げ、地域・行政と連携し、地域社会の課題解決に取り組んでおります。当社では食品ロス削減への活動に注力し、リレーフードドライブ活動を継続して毎月実施しており、店舗常設型の無人フードドライブボックスを10店舗に設置しております。また、お買物支援と地域の見守りに取り組む「移動スーパー」は当期末現在23台で運行しております。

2050年の脱炭素社会実現の一環として、温室効果ガス（GHG）の測定のほか、SDGs目標達成へ向けた環境保全への活動を「albis Green Action」と総称し取り組んでおります。本活動では、従来からのトレー・ペットボトル回収などのリサイクル事業に加え、レジ袋を環境にやさしい素材であるバイオマス50%使用のものへ変更したほか、再生可能エネルギーの導入として太陽光パネルを当期中に新たにプロセスセンターと6店舗に設置するなど、環境負荷低減に取り組んでおります。また、新たに微生物によって生ごみを分解、微細化し、水として排出できる消滅型の生ごみ処理機を10店舗に導入し、食品廃棄物の削減にも取り組んでおり、サステナブルな生活提案と環境負荷軽減に寄与しております。

店舗投資については、新店としては、2023年11月末に愛知県名古屋市において中京エリア3店舗目となる「北区金田店」をオープンいたしました。改装としては、既存店の6店舗に加え、「albis KULA*SU（アルビスくらす）」として2店舗を改装オープンするなど、合計8店舗で実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度は、能登半島地震の影響により「ルミネス店」を閉店するなどの影響はあったものの、既存店の売上が堅調に推移したことに加え、前期新店2店舗による売上増及び新店1店舗の売上増、改装8店舗の売上増の効果により、営業収益97,798百万円（前年同期比3.4%増）となりました。利益面では、前期第2四半期から高騰した電気料の影響を受けたものの、売上増による売上総利益額の増加に加え、高利益商品の販売拡大とプロセスセンターの生産性向上により売上総利益率が改善（前年同期比0.4%増）し、営業利益2,142百万円（前年同期比10.5%増）、経常利益2,671百万円（前年同期比8.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益については、積極的な従業員の賃上げを実施したことにより賃上げ促進税制の適用を受け法人税が減額したものの、「婦中速星店（富山県富山市）」の閉店にかかる費用及び能登半島地震により建物に著しい損傷が発生した「ルミネス店」の閉店など災害関連費用を特別損失に計上したことにより、1,545百万円（前年同期比8.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3,161百万円であります。その主なものは、北区金田店の新規出店及び既存店8店舗の改装等によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 54 期 (2021年 3 月期)	第 55 期 (2022年 3 月期)	第 56 期 (2023年 3 月期)	第 57 期 (2024年 3 月期) (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	94,216	92,068	94,593	97,798
経 常 利 益 (百万円)	2,874	3,046	2,455	2,671
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,495	2,105	1,684	1,545
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	170円94銭	240円63銭	192円50銭	178円52銭
総 資 産 (百万円)	47,775	48,463	48,004	49,644
純 資 産 (百万円)	28,021	29,450	30,569	31,446
1 株 当 たり 純 資 産 額	3,203円00銭	3,366円39銭	3,494円36銭	3,635円08銭

- (注) 1. 営業収益は、売上高と不動産賃貸収入の合計額です。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しており、また期中平均発行済株式数については自己株式数を控除して算出しております。
 3. 第55期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、営業収益につきましては当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

■営業収益



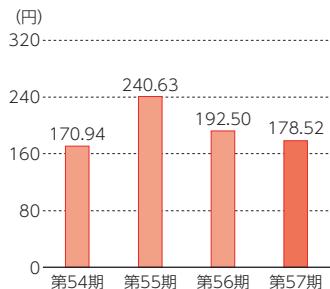
■経常収益



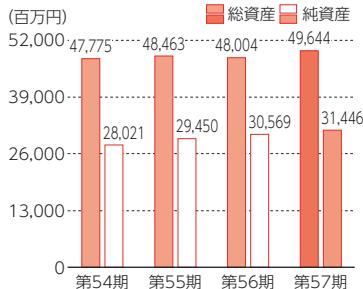
■親会社株主に帰属する当期純利益



■1株当たり当期純利益



■総資産／純資産



■1株当たり純資産額



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) アル デ ジ ャ パ ン	50百万円	100%	惣菜品の製造、精肉加工及び豆腐商品類の製造
アルビスクリーンサポート(株)	10百万円	100%	リサイクル及びグループ内の各種業務受託

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、インバウンド需要の回復や賃金上昇による個人消費の持ち直し等により、景気は回復していくことが期待されるものの、原材料価格・電気料等の高留まり、世界的な金利上昇や為替相場変動の影響など、先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。食品小売業界におきましても、消費者の節約志向はさらに強まっていくことが想定される中、業種業態を超えた競争の激化や人件費の上昇、電気料・物流費等の高留まりなど、依然として厳しい経営環境が続くものと思われま

す。このような状況の中、当社グループは、2024年度（第58期）をスタートとする「第四次中期経営計画」において、中期経営方針として「私のお店と言ってもらえるアルビスファンを増やす」を掲げ、「お客さまを笑顔にする商品の提供」「お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり」「働きがい、やりがいを感じられる職場環境の実現」「持続的な成長に向けた業務基盤の強化」「事業を通じた地域社会の課題解決」という5つの取り組みを重点施策として進めてまいります。

「お客さまを笑顔にする商品の提供」については、お客さまの来店目的となるような商品の開発に取り組むほか、デジタル活用の展開等により顧客接点を拡大してまいります。「お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり」については、お客さまに対するサービスレベルの向上を目指してまいります。「働きがい、やりがいを感じられる職場環境の実現」については、従業員が働きやすく、より成長できる環境を実現させ、従業員エンゲージメントを高めてまいります。「持続的な成長に向けた業務基盤の強化」については、これまでのバックシステムを最大限活用し、さらなる生産性の向上を実現するとともに、デジタルを活用して全社での業務効率化を推進してまいります。また、物流センターの再構築についても進め

てまいります。「事業を通じた地域社会の課題解決」については、地域社会との関係性づくりを通じて、アルビスのブランド価値向上とアルビスファンの拡大を図ってまいります。

2024年度（第58期）の新店につきましては、2025年3月に岐阜県本巣郡に中部エリア4店舗目となる「北方町店（仮称）」の出店を予定しております。また、2024年10月に「婦中速星店（富山県富山市）」の建て替えオープンを予定しております。

当社グループは、今後もお客様との信頼を大切にして誠実な企業を目指すとともに、これらの課題に取り組み、企業価値を向上させてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社2社及び非連結子会社2社により構成されています。

当社は、食品スーパーマーケットを主な事業としております。

連結子会社(株)アルデジャパンは惣菜品の製造、精肉加工・製造及び豆腐商品類の製造を行っております。また、連結子会社アルビスクリーンサポート(株)は、障がい者を雇用しリサイクル及びグループ内の各種業務を受託しており、いずれも食品スーパーマーケットを補完する事業として位置付けております。

(6) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

当 社	本 社	富山県射水市
	物流センター	同上
	食品スーパーマーケット	富山県 38店舗 石川県 20店舗 福井県 6店舗 岐阜県 1店舗 愛知県 2店舗 計67店舗
(株)アルデジャパン	惣菜製造工場 精肉加工工場 豆腐製造工場	富山県射水市
アルビスクリーンサポート(株)	本 社	富山県射水市

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,000名	2名増

(注) 使用人数は、就業人員で表示しております。また、上記のほか、パートタイマー2,312名（1日8時間勤務換算による）が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
938名	2名増	40.4歳	10.7年

(注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）で表示しております。また、上記のほか、パートタイマー2,168名（1日8時間勤務換算による）が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	901百万円
株式会社三菱UFJ銀行	726
株式会社富山第一銀行	711
株式会社福井銀行	116
株式会社三井住友銀行	83
農林中央金庫	79
株式会社北國銀行	58
株式会社富山銀行	56
株式会社みずほ銀行	40

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,255,926株 |
| ③ 株主数 | 12,803名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	1,388,440株	16.05%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	674,900	7.80
アルビス共栄会持株会	386,300	4.47
株式会社北陸銀行	250,000	2.89
カナカン株式会社	215,000	2.49
アルビス社員持株会	207,538	2.40
笹田悦朗	159,220	1.84
株式会社日本アクセス	144,400	1.67
株式会社富山第一銀行	142,600	1.65
三菱食品株式会社	139,800	1.62

(注) 持株比率は自己株式 (605,127株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2023年6月23日開催の当社第56回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高める長期インセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（RS）を導入しております。

対象者	当社取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」）
株式報酬枠	年額15百万円以内
各取締役に対する株式報酬額	取締役会決議により毎年設定
割り当てる株式の種類及び割当の方法	当社普通株式（譲渡制限付株式）を株式発行または自己株式の処分の方法による
割り当てる株式の総数	年15,000株以内
払込金額	株式発行または自己株式の処分にかかる取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない金額の範囲で、取締役会において決定
譲渡制限期間	譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位を退任する日までの期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限付株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除
当社による無償取得	譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会開催日の前日までに退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は譲渡制限付株式を当然に無償で取得

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,996株	2名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

（ご参考）

当社は、上記と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても割り当てております。

⑥ その他株式に関する重要事項

自己株式の取得

当社は、2023年5月30日開催の取締役会決議に基づき、自己株式100,000株を取得いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	池田和男	社長 (株)パスコ取締役 協同組合太閤山ショッピングセンター理事 (株)北陸シジシー取締役
取締役	石田康洋	常務執行役員 経営企画本部長兼管理本部長 A&S(株)取締役
取締役	上野弘樹	執行役員 製造本部長 (株)アルデジャパン取締役 A&S(株)取締役
取締役	加世多達也	—
取締役	松村篤樹	あおぞら経営(株)代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 トナミホールディングス(株)社外監査役 北陸監査法人代表社員
常勤監査役	堀 明久	(株)アルデジャパン 監査役 アルビスクリーンサポート(株)監査役 (株)アルビスファーム信州なかの監査役 A&S(株)監査役
監査役	山口敏彦	山口法律事務所代表 中越パルプ工業(株)社外取締役 (株)グラスキューブ社外監査役
監査役	樋尾 亜佐子	三菱商事(株)S.L.C.グループリテイル本部リテイルネット ワーク部ネットワーク開発チーム兼マーケティングDX タスクフォースマネージャー

- (注) 1. 取締役加世多達也氏及び松村篤樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山口敏彦氏及び樋尾亜佐子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役加世多達也氏は、経営者として会社経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として企業会計の実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役加世多達也氏、取締役松村篤樹氏及び監査役山口敏彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(イ) 方針の決定方法等

当社は、2023年5月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、当該決定方針の内容についてあらかじめ人事報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

(ロ) 方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与、中期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬（以下、「PSU」という。）、長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（以下、「RS」という。）とで構成する。

※PSU及びRSは非金銭報酬（株式報酬）である。

社外取締役の報酬等は、役割を鑑みて固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与とする。

(注) PSUに関して2024年度から開始する新中期経営計画と導入時期を合わせて実施するため、2023年度については基本報酬、賞与、RSとする。

ii. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(i) 基本報酬

月例の金銭支給とし、役員内規において役位別に定める金額を基準に、世間相場、従業員とのバランス及び会社の財務状況などを考慮し決定する。

(ii) 賞与

金銭支給とし、役員内規において役位別に定める金額を基準に、世間相場、従業員とのバランス及び会社の業績に加え、単年度の業績目標の着実な達成を促すインセンティブとなるよう、業績予想の達成状況などを考慮し決定する。なお、賞与の決定時期は、概ね、当社の決算短信の承認に係る取締役会の決議後とする。

(iii) PSU

譲渡制限を付した現物株とし、役員内規において役位別に定めるPSU株式交付数を基準に、中期経営計画目標の着実な達成を促すインセンティブとなるよう、中期経営計画で掲げた重要業績指標等の達成状況などを考慮し決定する。PSUの割当時期は、中期経営計画終了翌年度の定時株主総会后、当社の株式報酬発行の承認に係る取締役会の決議後とする。

(iv) RS

譲渡制限を付した現物株とし、役員内規において役位別に定める交付株数を基準に、会社の財務状況などを考慮し決定する。RSの割当時期は毎年の定時株主総会后、当社の株式報酬発行の承認に係る取締役会の決議後とする。

iii. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の基準となる報酬割合は固定報酬70%、業績連動報酬30%とする。なお、業績連動報酬の内訳は賞与：PSU：RS＝2：1：1とする。

社外取締役は、固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与とする。

報酬水準及び報酬構成比率は、当社の経営環境、世間の状況その他の事情を勘案し、適宜、人事報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

(注) 2023年度については取締役（社外取締役を除く。）の基準となる報酬割合は固定報酬70%、業績連動報酬30%とする。

なお、業績連動報酬の内訳は賞与：RS＝3：1とする。

iv. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- (i) 取締役の個人別の基本報酬及び賞与の金額、PSU及びRSの割当株数は人事報酬諮問委員会が決定するものとし、人事報酬諮問委員会の委員を務める取締役及び監査役は、取締役会の決議に基づき、当該決定についての委任を受けるものとする。
- (ii) (i) の権限が適切に行使されるよう、人事報酬諮問委員会は、その委員の過半数を独立社外役員をもって構成し、委員長は独立社外役員から選定するものとする。また、取締役の個人別の報酬等の決定にあたって、委員である独立社外役員は、各取締役に対して面談を含む活動成果の評価を行うものとし、人事報酬諮問委員会は、上記の評価の結果を踏まえ、当該決定を行うものとする。

(ハ) 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役会は、(ロ) に記載した決定方針のもとで決定された取締役の個人別の報酬等について、その決定の委任を受けた人事報酬諮問委員会の決定方法が、取締役会で決議された当該決定方針と整合していることを確認し、また、取締役の個人別の報酬等の決定理由の概要について、人事報酬諮問委員会より報告を受け当該理由を確認していることから、当該報酬等の内容は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 個人別の報酬等の内容の委任に関する事項

(イ) 決定方針における委任に関する事項

- ・委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当

取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する委任を受けた人事報酬諮問委員会の委員は、社長及び独立社外役員で構成され、その委員長は独立社外役員から選任されております。委員の氏名等は次のとおりです。

委員長 加世多 達 也 (独立社外取締役)
委員 池 田 和 男 (代表取締役社長)
委員 松 村 篤 樹 (独立社外取締役)
委員 山 口 敏 彦 (独立社外監査役)

- ・委任された権限の内容

イ. (ロ) iv (i) の記載のとおりであります。

- ・権限を委任した理由

委員の過半数が独立社外役員で構成され、独立社外役員が委員長を務める人事報酬諮問委員会において個人別の報酬等を審議し決定することにより、報酬決定手続きの客観性・透明性をより確保できるものと判断したためであります。

- ・権限が適切に行使されるようにするための措置

イ. (ロ) iv (ii) の記載のとおりであります。

ハ. 監査役の報酬等の決定に関する方針

監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の限度額内で、監査役の協議によって決定することとしております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	賞与 (業績連動報酬等)	非金銭報酬等 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	35,334 (8,000)	23,937 (7,200)	6,649 (800)	4,748 (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28,264 (8,000)	25,464 (7,200)	2,800 (800)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	63,598 (16,000)	49,401 (14,400)	9,449 (1,600)	4,748 (-)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、執行役員の報酬及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第50回定時株主総会において年額300,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
3. 2023年6月23日開催の第56回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役 (以下「対象取締役」という。) に対して、上記 (注) 2の報酬等の額の範囲内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式 (RS) に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額15,000千円以内として、また、業績連動型譲渡制限付株式 (PSU) に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間 (連続する3事業年度) につき45,000千円以内として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、5名 (うち、社外取締役2名) です。
4. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第32回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

5. 業績連動報酬等として取締役及び監査役に対して賞与を支給しております。
- 賞与の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当事業年度の「連結経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」であります。当該業績指標を選定した理由は、「連結経常利益」については、当社グループとしての経営活動全般の利益を表すものであり、取締役及び監査役の貢献度を図るうえで重要な経営指標であること、また、「親会社株主に帰属する当期純利益」については、事業年度の最終の期間損益であり、業務執行の成果を測る指標としてふさわしいものであることによります。
- 取締役の賞与は、役位ごとに定めた賞与基準額に上記業績指標の達成度に基づく評価係数を乗じて算定しております。なお、代表取締役を除く取締役は、これに個人評価に基づく業績貢献度を反映した比率を加減算しております。取締役の賞与は、人事報酬諮問委員会に諮り、答申を経たうえで、取締役会で決定しております。
- 監査役の賞与は、役位ごとに定めた賞与基準額に基づき、上記業績指標の達成度を踏まえ、人事報酬諮問委員会に諮り、答申を経たうえで、監査役会での協議にて決定しております。
- なお、当事業年度における「連結経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」の実績は、「1.企業集団の現況（2）企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。
6. 非金銭報酬等として対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬（RS）を交付しております。当社株式報酬の内容及びその交付状況は、「2. 会社の現況（1）株式の状況」に記載のとおりです。
- なお、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（PSU）の初回の対象期間は、第四次中期経営計画期間（2024年度～2026年度）として設定しております。
7. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれています。
- 当事業年度における役員賞与引当金の繰入9,449千円（取締役5名に対し6,649千円（うち社外取締役2名に対し800千円）、監査役3名に対し2,800千円（うち社外監査役2名に対し800千円））。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	加世多 達也	—	—
取締役	松村 篤樹	あおぞら経営(株) あおぞら経営税理士法人 トナミホールディングス(株) 北陸監査法人	代表取締役 代表社員 社外監査役 代表社員
監査役	山口 敏彦	山口法律事務所 中越パルプ工業(株) (株)グラスキューブ	代表 社外取締役 社外監査役
監査役	樋尾 亜佐子	三菱商事(株)	S.L.C.グループリテイル本部リテイルネットワーク部ネットワーク開発チーム兼マーケティングDXタスクフォースマネージャー

(注) 各兼職先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (18回開催)		監査役会 (14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 加世多 達也	18回	100%	—	—
取締役 松村 篤樹	18	100	—	—
監査役 山口 敏彦	18	100	14回	100%
監査役 樋尾 亜佐子	18	100	14	100

・社外取締役の発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

取締役加世多達也氏は、金融・不動産分野における経営に携わった経験から意見を述べるなど、取締役会において、適宜、必要な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。

取締役松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として専門的見地から意見を述べるなど、取締役会において、適宜、必要な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。

・社外監査役の発言状況

監査役山口敏彦氏は、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

監査役樋尾亜佐子氏は、販促事業やデジタルマーケティング分野に精通しており、豊富な経験と幅広い知識から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役並びに社外監査役とも、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める金額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人から提出いただいた監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等について、社内関係部署からの報告や前事業年度の職務執行状況等を勘案し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、事業展開等のために必要な内部留保を確保しつつ、業績を勘案した安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき35円とさせていただきます。これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき70円となります。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針として、2006年5月15日開催の取締役会で「内部統制システム」の基本方針を決議しております。また、「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（2015年法務省令第6号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年5月11日開催の取締役会において同方針を改定しております。

当事業年度における当該体制の内容及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）は、アルビスグループの役員及び全従業員（以下、「アルビスグループ役職員」という）が「企業理念」「経営理念」「行動精神」を基盤として、仕事を行う際に道標となる「アルビスグループ企業行動指針」を制定し、これに従って行動するよう周知徹底を図ります。

当社グループは、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス推進体制を構築します。また、食品スーパーマーケットとして重要な課題である「食の安全・安心」に関連する法令等については、社内規程として「購買管理規程」や「食品表示ガイドライン」等を制定し、社内徹底を図ります。

コンプライアンスの推進については、「アルビスグループ企業行動指針」をまとめた「アルビスマインド」を作成し、アルビスグループ役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、全従業員へ配付するとともに、社内研修や社内ネットによる啓蒙等を通じ、指導します。

また、当社グループは、「通報制度」を整備し、アルビスグループ役職員が、アルビスグループ企業行動指針で禁止されている行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、職制ルート（直属上司へ通報）、バイパスルート（総務部門長へ通報）、及びヘルプラインルート（常勤監査役または弁護士へ通報（匿名も可））を使い通報できるよう「SOSカード」を配付し、迅速、適切に対応します。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益が及ばないことを保証します。

当社グループは、「反社会的勢力対応規則」「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、一切の関係を遮断し、不当な要求には断固として応じず、毅然とした態度で対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、株主総会、取締役会、経営会議、予算会議等の重要な会議における議事録や関連資料、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、文書等の保存・管理を行います。

また、情報の管理については、「個人情報取扱基準」「機密情報管理規程」「個人情報保護規程」を定めて対応します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「危機管理委員会規程」に基づき、リスク管理全体を統括する組織として、「危機管理委員会」を設置し、危機管理にあたることとします。また、各事業所においては、「安全衛生管理規程」に基づく「安全衛生委員会」を設け、労働安全に取り組みます。財務面においては、各所属長による自律的な管理を基本としつつ、財務部門が計数的な管理を行います。

なお、当社グループは、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗出しを行い、そのリスクを軽減する仕組みを内部統制に組み込むとともに、有事においては、「緊急管理体制決定基準」や「危機管理実務マニュアル」等の各種マニュアルに従い、グループ全体として対応することとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役及び監査役全員が出席する取締役会を毎月1回以上開催し、経営管理上の重要事項を協議・決定するほか取締役の業務執行の監督等を行います。

また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、代表取締役社長、執行役員及び常勤監査役が出席する経営会議を毎月1回以上開催し、重要な業務執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、特に絞り込んだテーマについては、時間をかけて議論を尽くします。

さらに、取締役会及び経営会議の意思決定事項、これ以外の重要な業務の決定については、「組織および業務分掌規程」「職務権限規程」を制定し、取締役及び職制の決裁権限を明確にすることで、効率的に業務を遂行できる体制を構築します。規程・体制は、経営環境の変化や経営計画の変更に応じて適時見直します。

当社グループにおける業務の運営については、取締役会において、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度経営方針並びに各年度予算を立案し、全社的な経営目標を設定します。各部門及び子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行します。

取締役会は、経営目標が予定どおりに進捗しているか、取締役の業務執行報告を通じてチェックを行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務執行の適正を確保するために各種マニュアルを整備するとともに、内部統制システムを構築し、当該整備運用状況を評価する部門として監査室を設置します。

監査室は、法令・マニュアルに基づいて内部監査（一般監査、改善確認監査、金銭抜打ち監査と称して実施）のほか、「財務報告に係る内部統制の基本計画の方針」「内部統制実務手順書」に基づいて内部統制評価を実施し、整備運用状況の有効性について、取締役会及び経営会議で報告します。

子会社の業務執行については、当社の執行役員が管理監督を行い、「関係会社管理規程」に基づき、管理業務のみ当社の管理部門が実施します。

子会社に対する業務執行状況は、当社で開催する取締役会、経営会議及び予算会議等の重要な会議において、定期的に報告する体制とします。

なお、業務の適正を確保するために、関係会社管理規程に基づき、当社の監査室による内部監査及び内部統制評価を行います。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人

監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役からの求めに応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。

なお、監査役スタッフの人事については、取締役と監査役が意見交換を行い選任するものとし、取締役からの独立性を確保します。監査役スタッフは、監査役から指示を受けたときは、当該業務に専念する体制を構築します。

⑦ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

アルビスグループ役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること及び違法または不正行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

また、通報制度の運用により、アルビスグループ企業行動指針で禁止されている行為が行われていることを通報した場合、通報者及び監査役が不利益な取扱いを受けない体制を確保します。

監査役がその職務の遂行で要した費用を請求したときは、当該職務遂行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに負担します。

常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議や予算会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。

監査役は、代表取締役と定期的にコミュニケーションを図り、監査上の重要な課題について意見交換を行います。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図ります。さらに、監査室から内部監査や内部統制評価の実施状況について説明を受け、情報交換を行う等連携を図ります。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本計画及び方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われている体制の構築、維持、向上を図ります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,087	流 動 負 債	14,344
現金及び預金	5,687	買掛金	5,842
売掛金	2,885	短期借入金	300
商品	2,369	1年内返済予定の長期借入金	1,330
原材料及び貯蔵品	156	リース債務	516
その他	2,067	未払法人税等	416
貸倒引当金	△77	賞与引当金	745
固 定 資 産	36,556	役員賞与引当金	26
有 形 固 定 資 産	30,977	災害損失引当金	167
建物及び構築物	16,248	その他	4,999
機械装置及び運搬具	775	固 定 負 債	3,853
土地	11,357	長期借入金	1,143
リース資産	1,608	リース債務	1,139
その他	987	受入敷金保証金	672
無 形 固 定 資 産	878	資産除去債務	848
のれん	3	その他	49
その他	874	負 債 合 計	18,197
投 資 其 他 の 資 産	4,700	純 資 産 の 部	
投資有価証券	797	株 主 資 本	31,235
敷金及び保証金	3,360	資 本 金	4,908
繰延税金資産	427	資 本 剰 余 金	5,633
その他	344	利 益 剰 余 金	22,157
貸倒引当金	△228	自 己 株 式	△1,463
		その他の包括利益累計額	210
		その他有価証券評価差額金	210
		純 資 産 合 計	31,446
資 産 合 計	49,644	負 債 純 資 産 合 計	49,644

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科		目		金		額									
売	上		高				96,724								
売	上	原	価				67,747								
不	上	総	利	益			28,976								
動	産	貸	収	入			1,073								
営	業	費	総	利	益		30,050								
販	費	及	一	般	管	理	費	27,907							
営	業	外	収	益			2,142								
受	取		利	息	10										
受	取	配	当	金	16										
受	取	手	数	料	40										
受	取	販	売	奨	186										
そ		の	励	金	373		628								
営	業	外	費	用											
支	払		利	息	25										
出	向	者	給	与	46										
そ		の		他	27		99								
経	常		利	益			2,671								
特	別	利	益												
投	有	証	券	売	却	益	58								
特	別	損	失												
固	資	産	除	却	120										
災	害	に	よ	る	364		484								
税	等	調	整	前	当	期	純	利	益	2,245					
法	人	税、	住	民	税	及	び	事	業	税	689				
法	人	税	等	調	整	額				10	699				
当	期	純	利	益						1,545					
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益	1,545

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年4月1日 残高	4,908	5,633	21,221	△1,232	30,529
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△608		△608
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,545		1,545
自己株式の取得				△236	△236
自己株式の処分		△0		5	5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	936	△230	705
2024年3月31日 残高	4,908	5,633	22,157	△1,463	31,235

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
2023年4月1日 残高	40	40	30,569
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△608
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,545
自己株式の取得			△236
自己株式の処分			5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	170	170	170
連結会計年度中の変動額合計	170	170	876
2024年3月31日 残高	210	210	31,446

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,862	流 動 負 債	15,618
現金及び預金	5,684	買掛金	5,988
売掛金	2,877	短期借入金	1,725
商品	2,365	1年内返済予定の長期借入金	1,330
貯蔵品	8	リース債務	516
前払費用	229	未払金	1,840
短期貸付金	50	未払費用	1,146
未収入金	589	未払法人税等	275
その他の流動資産	1,135	未払消費税等	488
貸倒引当金	△77	預り金	1,262
固 定 資 産	36,163	賞与引当金	698
有形固定資産	30,305	役員賞与引当金	26
建物	15,095	災害損失引当金	166
構築物	1,067	その他の流動負債	154
機械装置及び運搬器具備	374	固 定 負 債	3,853
器具備	880	長期借入金	1,143
土地	11,178	リース債務	1,139
リース資産	1,606	入金敷金保証金	672
建設仮勘定	101	資産除去債務	848
無形固定資産	876	その他の固定負債	49
借地権	712	負 債 合 計	19,472
ソフトウェア	135	純 資 産 の 部	
その他無形固定資産	3	株 主 資 本	29,343
投資その他の資産	4,981	資 本 金	4,908
投資有価証券	794	資 本 剰 余 金	5,633
関係会社株式	306	資本準備金	5,484
出資金	13	その他資本剰余金	148
破産更生債権等	9	利 益 剰 余 金	20,265
長期前払費用	285	利益準備金	329
繰延税金資産	405	その他利益剰余金	19,935
敷金及び保証金	3,359	固定資産圧縮積立金	251
その他の投資	34	別途積立金	7,666
貸倒引当金	△228	繰越利益剰余金	12,018
		自 己 株 式	△1,463
		評価・換算差額等	210
		その他有価証券評価差額金	210
資 産 合 計	49,026	純 資 産 合 計	29,554
		負 債 純 資 産 合 計	49,026

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高		96,589
売 上	原 価		68,452
売 上	総 利 益		28,136
不 動 産 賃 貸 収 入			1,252
営 業 総 利 益			29,388
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			27,975
営 業 利 益			1,413
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		10	
受 取 配 当 金		16	
そ の 他		1,036	1,063
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		27	
そ の 他		438	465
経 常 利 益			2,011
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益		58	58
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損 失		120	
災 害 に よ る 損 失		350	470
税 引 前 当 期 純 利 益			1,598
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		465	
法 人 税 等 調 整 額		11	477
当 期 純 利 益			1,121

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	
		資本準備金	その 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
2023年4月1日 残高	4,908	5,484	148	329	260	7,666	11,496	△1,232	29,062
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当							△608		△608
自 己 株 式 の 取 得								△236	△236
自 己 株 式 の 処 分			△0					5	5
圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△9		9		—
当 期 純 利 益							1,121		1,121
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	—	△9	—	521	△230	281
2024年3月31日 残高	4,908	5,484	148	329	251	7,666	12,018	△1,463	29,343

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2023年4月1日 残高	40	29,102
事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△608
自 己 株 式 の 取 得		△236
自 己 株 式 の 処 分		5
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—
当 期 純 利 益		1,121
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	170	170
事業年度中の変動額合計	170	452
2024年3月31日 残高	210	29,554

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

アルビス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 裕 志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安 藝 眞 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルビス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルビス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告書

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

アルビス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西田 裕志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安藝 眞博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルビス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

アルビス株式会社 監査役会

常勤監査役 堀 明久 ㊟

監査役 山口 敏彦 ㊟

監査役 樋尾 亜佐子 ㊟

(注) 監査役山口敏彦及び監査役樋尾亜佐子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主優待のご案内

コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
株主優待品	アルビス商品券	北陸地方名産品ギフト		アルビスプライベートブランド 「アルビスのこだわり商品セット」
		株式会社 氷見うどん高岡屋本舗 「氷見糸うどん」 	日の出屋製菓産業株式会社 「しろえび紀行」 	
ご所有株式数 100株以上	1,000円 (1,000円券×1枚)	1,000円相当	1,000円相当	1,000円相当
ご所有株式数 400株以上	3,000円 (1,000円券×3枚)	2,000円相当	2,000円相当	2,000円相当
ご所有株式数 600株以上	4,000円 (1,000円券×4枚)	3,000円相当	3,000円相当	3,000円相当
ご所有株式数 1,000株以上	7,000円 (1,000円券×7枚)	5,000円相当	5,000円相当	5,000円相当
1年以上継続 保有の株主様	プラス 1,000円券1枚贈呈	プラス 1,000円相当の 「氷見糸うどん」を贈呈	プラス 1,000円相当の 「しろえび紀行」を贈呈	プラス 1,000円相当の 「オリジナルレ・ゆずポン酢セット」を贈呈

※ 申込書のコースに丸がないものは、「Bコース」を贈呈させていただきます。

申込期限：2024年7月15日(月) 必着

継続保有株主優遇制度

当社株式を1年以上継続して100株以上保有(株主名簿に連続3回以上同一株主番号で記載)の株主様を対象に、3月末日及び9月末日を基準日として年2回株主優待を追加贈呈いたします。

アルビス ホームページ・公式アプリ・LINEミニアプリのご案内

アルビスに関する情報はホームページ・公式アプリでもご覧になれます。お得なショッピング情報からニュースリリース、環境保全・社会貢献活動、IR情報までアルビスのすべてがわかるホームページ・公式アプリです。ぜひご利用ください。

ホームページ	公式アプリ	LINEミニアプリ
		
	QRコード	QRコード
		

<https://www.albis.co.jp/>

albis Green Actionの取り組み

SDGs目標達成や脱炭素社会の実現などの環境保全に関する取り組みを「albis Green Action」と総称し、従来からのトレー・ペットボトル回収などのリサイクル活動に加え、プラスチック使用量削減、温室効果ガス (GHG) 排出量削減の取り組みを推進しております。

消滅型の生ごみ処理機の導入

当社では、微生物によって生ごみを分解、微細化し、水として排出できる消滅型の生ごみ処理機を10店舗に導入いたしました。これにより、食品廃棄物の削減と生ごみ処理にかかるCO₂排出量を約92%抑制することが見込まれます。



太陽光パネルの設置による再生可能エネルギーの導入

2050年のカーボンニュートラルを目指したGHG排出量削減の取り組みの一環として、当期中に新たにプロセスセンターと6店舗に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーの導入を推進しております。



循環型社会の実現に向けた3R+リニューアブルの推進



グリーンアルビィ®

店舗では、牛乳パック、空き缶、ペットボトル、トレーの回収を行っております。回収した食品トレーやペットボトルは、工場でもリサイクルトレーに再生しております。当社ではこのリサイクルトレーを積極的に扱うとともに、使用トレーの重量を年間5%削減することを目指しております。

さらに、プラスチックの削減を目指し、使用素材の切替を行うリニューアブルにも取り組んでおり、お客様にレジでご提供しておりますカトラリーを環境に配慮した素材に変更しております。2023年1月より、レジ袋のバイオマス配合量を50%に変更しており、石油由来のプラスチック使用量の削減に努めております。



能登半島地震における当社の取り組み

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

能登半島地震では、当社においても複数の店舗で被害が発生しましたが、従業員の懸命な復旧作業により、3店舗を除き翌日から営業を開始することができました。

今後も、食のライフラインとしての役割を果たすべく、地域の皆様の生活を支援してまいります。

● 当社の支援

地震発生後、自治体からの要請に応じて、避難所に避難されている方に対し、食料や物資の無償提供を行いました。

七尾店(石川県七尾市)を含む地域では断水が続いていたことから、通水するまでの約2か月間、本社から毎日約4トンの水を届け、地域住民の方へ生活用水として給水支援を実施しました。また、地域住民向けに炊き出しを複数回実施しました。

今後も、医療、介護福祉従事者の方に対する物資の提供等を継続して行うこととしています。



● 被災地域の自治体への寄付

店舗でお客様からお預かりした募金と従業員からの募金約200万円に、当社からの支援金約3,000万円を合わせた3,200万円を被災地域の自治体(2県・6市・5町)へ寄付しました。



富山県 新田知事



珠洲市 泉谷市長

● 能登半島地震復興支援企画

被災地域への継続した支援を行うため、当社でお買上げいただいた対象商品の売上金の一部を、能登半島地震の被災地へ寄付する「能登半島地震復興支援企画」を全店で実施しております。



株主総会会場ご案内図



会 場

ANAクラウンプラザホテル富山 3階 「鳳」の間

富山市大手町2番3号

電話(076)495-1111(代)

交 通

- ・ J R 富山駅から城址大通りを徒歩約15分
- ・ 富山地鉄バス 富山駅バスターミナルで乗車、「城址公園前」下車すぐ
- ・ 富山空港から、車で約20分または富山地鉄バス 富山駅前行乗車「総曲輪」下車すぐ
- ・ 北陸自動車道 富山インターから、富山駅方向へ車で約15分
- ・ 富山地鉄 市内電車 環状線「富山駅」で乗車「国際会議場前」下車すぐ

当会場には専用駐車場の用意がございませんので
ご注意ください。

会場変更等が生じる場合は、当社ウェブサイト
(<https://www.albis.co.jp/>)にてお知らせします。

株主メモ

- 事業年度** 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会** 毎年6月開催
- 定時株主総会の基準日** 毎年3月31日（その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日）
- 配当基準日** 毎年3月31日及び毎年9月30日

※住所変更・単元未満株式の買取のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお申出ください。

※未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお申出ください。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

同管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

公告方法 電子公告 <https://www.albis.co.jp/ir/index.html>
(ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。)

アルビス株式会社

〒939-0402 富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

